

お客さまへ

株式会社 山陰合同銀行

## 「夜間金庫規定」改定のお知らせ

山陰合同銀行では、下記のとおり夜間金庫規定を2020年11月2日より改定いたします。  
 なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。  
 下表では、変更する箇所のみ記載しています。

## 記

改定前	改定後
<p>3. (利用手数料)</p> <p>(1) 本金庫の利用手数料を、当行所定の料金により1か月分後払いするものとし、毎月当行所定の日に当月1か月分を本人が指定した預金口座から、普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払出しのうえ利用手数料に充当します。なお、当初契約月の利用手数料は契約の翌月、契約月の属する1か月分全額を支払ってください。</p> <p>(2) 利用手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用手数料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する1か月分全額を支払ってください。</p> <p>(4) 本金庫の一時使用(特例扱)の場合の利用手数料金額は、別途協議して決定するものとし、決定後の金額を利用申込時に一括して支払ってください。</p>	<p>3. (利用手数料)</p> <p>(1) 本金庫の利用手数料を、当行所定の料金により毎月当行所定の日に当月1か月分を本人が指定した預金口座から、普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払出しのうえ利用手数料に充当します。なお、当初契約月の利用手数料は契約日当日に、契約月の属する1か月分全額を支払ってください。</p> <p>(2) 利用手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用手数料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>(3) 契約期間中に解約があった場合は、当行所定の日に解約日の属する1か月分全額を支払ってください。</p> <p>(4) 本金庫の一時使用(特例扱)の場合の利用手数料金額は、別途協議して決定するものとし、決定後の金額を利用申込時に一括して支払ってください。</p>

以上